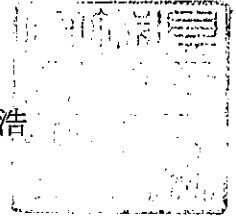


登米市長 殿

宮城県知事 村井 嘉浩

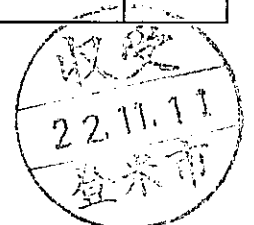


保安林内間伐届出書について (通知)

平成22年9月30日付けで提出のありましたこのことについては、受理しました。

記

森林の所在場所				伐採樹種	伐採をしようとする立木の年齢	間伐立木材積 (m ³)	伐採箇所の面積 (ha)	伐採の期間	備考
市町村	大字	字	地番						
登米市	東和町 米川	高城山	109-14	スギ	41	32.0	0.5000	平成22年11月11日 平成23年3月31日	6ハ12
〃	〃	〃	〃	スギ	32	8.0	0.1700	平成22年11月11日 平成23年3月31日	6ニ1
〃	〃	〃	〃	スギ	32	17.0	0.1900	平成22年11月11日 平成23年3月31日	6ニ2
〃	〃	〃	〃	スギ	49	55.0	1.0400	平成22年11月11日 平成23年3月31日	6ニ3
〃	〃	〃	〃	スギ	41	240.0	2.7000	平成22年11月11日 平成23年3月31日	6ニ4
〃	〃	〃	〃	スギ	40	63.0	0.6900	平成22年11月11日 平成23年3月31日	6ニ7
〃	〃	〃	〃	スギ	51	358.0	3.7900	平成22年11月11日 平成23年3月31日	6ホ6
〃	〃	〃	〃	スギ	55	21.0	0.2200	平成22年11月11日 平成23年3月31日	6ホ7
小計			1筆	8件		m ³ 794.0	ha 9.3000		



森林の所在場所				伐採 樹種	伐採をし ようとする 立木の 年齢	間伐 立木 材積 (m ³)	伐採 箇所の 面積 (ha)	伐採の期間	備考
市 町	郡 村	大字	字 地番						
登米市		東和町 米川	東綱木 382-2	スギ	41	327.0	4.3000	平成22年11月11日 平成23年3月31日	36ハ2
〃	〃	〃	〃	スギ	55	81.0	0.6800	平成22年11月11日 平成23年3月31日	36ハ3
〃	〃	〃	〃	スギ	47	109.0	1.1000	平成22年11月11日 平成23年3月31日	36ハ6
〃		津山町 横山	竹ノ沢 2-60	スギ	51	552.0	4.2100	平成22年11月11日 平成23年3月31日	8イ1
〃	〃	〃	〃	スギ	45	258.0	2.3000	平成22年11月11日 平成23年3月31日	8ロ1
〃	〃	〃	〃	スギ	55	74.0	0.5200	平成22年11月11日 平成23年3月31日	8ロ11
〃	〃	〃	2-30	スギ	36	254.0	3.1100	平成22年11月11日 平成23年3月31日	9イ3
小計			3筆	7件		1,655.0 ^{m³}	16.2200 ^{ha}		
合計			4筆	15件		2,449.0 ^{m³}	25.5200 ^{ha}		

担当：林業振興部森林整備班
菊地
電話：0220-22-6125
FAX：0220-22-1604

登米市長 殿
(農林政策課扱い)

宮城県知事 村井 嘉浩



保安林内間伐届出書について (通知)

平成23年11月22日付けで提出のありましたこのことについては、受理しました。

記

森林の所在場所			地番	伐採樹種	伐採をしようとする立木の年齢	間伐立木材積 (m3)	伐採箇所の面積 (ha)	伐採の期間	備考	
市町村	大字	字								
登米市	東和町	米川	北上沢	36-2	スギ	48年生	150.3 m3	1.58 ha	平成23年12月13日～平成24年2月24日	53イ2
登米市	東和町	米川	北沢山	36-2	スギ	50年生	39.5 m3	0.35 ha	平成23年12月13日～平成24年2月24日	53イ6
登米市	東和町	米川	北沢山	36-2	スギ	47年生	35.7 m3	0.55 ha	平成23年12月13日～平成24年2月24日	53イ7
登米市	東和町	米谷	朝田貫	64-1	スギ	52年生	176.0 m3	1.93 ha	平成23年12月13日～平成24年2月24日	137イ4
登米市	東和町	米谷	朝田貫	64-1	スギ	52年生	55.8 m3	0.75 ha	平成23年12月13日～平成24年2月24日	137イ4-1
登米市	東和町	米谷	朝田貫	64-1	スギ	52年生	45.7 m3	0.65 ha	平成23年12月13日～平成24年2月24日	137イ8
登米市	東和町	米谷	朝田貫	64-1	スギ	51年生	254.8 m3	3.34 ha	平成23年12月13日～平成24年2月24日	137イ9
登米市	東和町	米谷	朝田貫	64-1	スギ	51年生	3.5 m3	0.03 ha	平成23年12月13日～平成24年2月24日	137イ9-1
登米市	東和町	米谷	朝田貫	64-1	スギ	50年生	238.0 m3	2.10 ha	平成23年12月13日～平成24年2月24日	137イ12
合計			2筆	9件		999.3 m3	11.28 ha			

担当： 林業振興部 森林整備班
TEL： 0220-22-6125
FAX： 0220-22-1604

登米市長 殿
(農林政策課扱い)

宮城県知事 村井 嘉浩

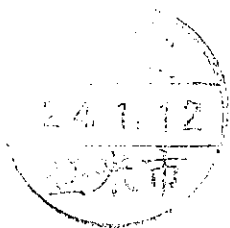


保安林内間伐届出書について (通知)

平成23年12月27日付けで提出のありましたこのことについては、受理しました。

記

森林の所在場所			地番	伐採樹種	伐採をしようとする立木の年齢	間伐立木材積 (m ³)	伐採箇所の面積 (ha)	伐採の期間	備考
市町村	大字	字							
登米市	津山町 柳津	大土	99-70	スギ	47年生	472.7 m ³	3.82 ha	平成24年1月16日～ 平成24年2月24日	581 4-1
合計			1筆	1件		472.7 m ³	3.82 ha		



東部地方振興事務所登米地域事務所

担当： 林業振興部 森林整備班

TEL： 0220-22-6125

FAX： 0220-22-1604

宮城県（東振登）指令第 117 号

登 米 市
(農林政策課 林業振興係)

平成22年12月8日付けで申請のありました南三陸金華山国定公園特別地域内における木竹の伐採については、自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項の規定により許可します。

平成22年12月20日

宮城県知事 村井嘉浩



記

(許可条件)

行為完了後、別紙様式（完了届）に天然色写真を添え、行為完了の日から30日以内に東部地方振興事務所登米地域事務所に報告すること。

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この処分についての異議申立てを行った場合には、異議申立ての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

担 当 東部地方振興事務所登米地域事務所
林業振興部 森林整備班 浪岡

電 話 0220-22-6125

FAX 0220-22-1604



登米市

平成23年11月30日付けで申請のありました南三陸金華山国定公園特別地域内における木竹の伐採については、自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項の規定及び第32条の規程により、下記の条件を付けて許可します。

記

行為場所 登米市津山町柳津字大土99-70

1 行為終了後は、別紙様式によりカラー写真を添付の上、東部地方振興事務所登米地域事務所長あて報告すること。

平成23年12月 8日

宮城県知事 村井嘉浩



（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この処分についての異議申立てを行った場合には、異議申立ての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

（裏面に続く）